

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番地一号

六 設立認可の年月日

令和元年六月七日

七 変更の内容

施行者を「宮代和戸横町地区土地区画整理事業共同施行者」から「大和ハウス工業株式会社」に変更する。

事務所の所在地を「埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二」から「東京都千代田区飯田橋三丁目十三番地一号」に変更する。

規約を規準に変更する。

八 変更認可の年月日

令和二年九月八日